

議案第 33 号

市道路線（向原下田線）の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、市道路線を次のとおり認定する。

路線名	起 点	終 点	経過地
向原下田線	相川字向原 2307 番地先	相川字下田 1669 番 4 地先	

平成 23 年 2 月 25 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

道路の周辺における土地利用の変化により、専ら一般交通の用に供する道路となったため、向原下田線を市道路線として認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。